居宅療養管理指導,介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書

1, 大塚歯科医院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導 の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める

2, 事業の目的

① 要介護状態または要支援状態にあるものに対し、適切な指定居宅療養管理 指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とします

3, 運営の方針

- ① 大塚歯科医院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行う事により、療養生活の質の向上を図ることを方針とします。
- ② 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1, 事業者概要

歯科医院名	医療法人優心会 大塚歯科医院
所在地	香川県丸亀市城東町 1-2-39
法人設立年月日	昭和 54 年 10 月 6 日
代表者名·職種	大塚 秀人・理事長
電話番号	(0877) 24-6262

2, 事業所概要

事業所の名称	医療法人優心会 大塚歯科医院
指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
指定事業所番号	香川県 3730230699 号
指定事業の種別	居宅療養管理指導 (介護予防)
所在地	香川県丸亀市城東町 1-2-39
管理者	大塚 秀人・理事長
電話番号	0877-24-6262
サービス提供地域	丸亀市、その他一部地域(事業所から半径 16km 圏内)

3, 事業所の職員体制

歯科医師、職務内容	常勤	13名	非常勤	5名	歯科領域の診療
歯科衛生士、職務内容	常勤	7名	非常勤	4名	口腔の衛生
歯科助手・受付、	常勤	10名	非常勤	5名	診療の円滑化を支援
職務内容					

4,診療時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日
営業時間	8 時 30 分~18 時 30 分
休日	

5, 提供するサービス内容

歯科医師による (介護予防) 居宅療養管理指導 歯科衛生士による	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
歯科衛生士による (介護予防) 居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の 居宅を訪問し、療養上必要な指導を行います。

6,費用

(ア)居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、<u>居宅介護管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額(支給</u>限度額)には含まれませんのでご安心ください。

【居宅療養管理指導費】

※1 単位=10 円

歯科医師	単一建物居住者1名	517 単位/回 (月 2回を限度として)
居宅療養管理指導費	単一建物居住者2名~9名	487 単位/回 (月2回を限度として)
后 七烷 食 目 性 拍 等 負	単一建物居住者 10 名以上	441 単位/回 (月2回を限度として)
歯科衛生士等	単一建物居住者1名	362 単位/回 (月 4 回を限度として)
居宅療養管理指導費	単一建物居住者2名~9名	326 単位/回 (月4回を限度として)
占七烷食官垤拍导負	単一建物居住者 10 名以上	295 単位/回 (月4回を限度として)

【介護予防居宅療養管理指導費】

※1 単位=10 円

歯科医師	単一建物居住者1名	517 単位/回 (月 2回を限度として)
介護予防	単一建物居住者2名~9名	487 単位/回 (月2回を限度として)
居宅療養管理指導費	単一建物居住者 10 名以上	441 単位/回 (月2回を限度として)
歯科衛生士等	単一建物居住者1名	362 単位/回 (月4回を限度として)
介護予防	単一建物居住者2名~9名	326 単位/回 (月4回を限度として)
居宅療養管理指導費	単一建物居住者 10 名以上	295 単位/回 (月4回を限度として)

7, 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の通常の事業の実施地域は、事業所から半径16 Km 圏内とします。

8, 支払方法

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費(介護保険)の個人負担額のお支払については、月単位でのご請求となります。毎月15日前後に前月分の請求書を郵送させていただきますので、期日までに指定の口座へお振り込みをお願いいたします。お支払い確認後に領収書を郵送させていただきます。

9, 事故発生時の対応

利用者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が 発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連 絡を行い、必要な措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

利用	書 の	主》	台 医	
電	話	番	号	
所	在		地	

緊	急	連	絡	先	
電	話		番	号	
住				所	

10, サービス提供に関する相談苦情について

提供した指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に係る利用者及び その家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します

11、苦情等相談窓口

事	業所	の窓	П	医療法人優心会大塚歯科医院アドボカシー室
窓	口責	任	者	平岡 秀一
利	用	時	間	8時30分~18時30分
電	話	番	号	0877-24-6262

窓			П	香川県国民健康保険団体連合会
利	用	時	間	平日 8 時 30 分~17 時 15 分
電	話	番	号	087-822-7431

12、虐待防止のための措置

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、次の措置を講じるものとします 虐待の防止に関する責任者: 杉野 優梨香

従業者に対する虐待の防止を啓発普及するための研修の実施を虐待防止委員会にて話 し合います

13,成年後見制度の活用支援

利用者は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

1	4.	その他運営に関する重要事項
_	T ,	

- (イ)従業者の質的向上を図る為研修の機会を設け、業務体制を整備します
- (ウ)従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します
- (エ)この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大塚歯科医院が定めるものとします

契約締結日 西暦 20 年 月 日

私は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導契約書および重要事項説明書により、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

ふしより。	
[ご利用者]	
住所	
氏名	印
(代筆の場合) 代筆者住所・氏名	
住所	
代筆者氏名	印
[事業者]	
香川県丸亀市城東町 1-2-39 医療法人優心会 大塚歯科医院	
理事長	大塚 秀人
説明者	
氏名	印